

Title	起訴状の公訴事実における被害者の氏名秘匿と訴因の特定について
Sub Title	Concealment of victim's name in an indictment and sufficiency of specification of a count
Author	初澤, 由紀子(Hatsuzawa, Yukiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2015
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.31 (2015. 2) ,p.229- 254
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20150227-0229

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

起訴状の公訴事実における被害者の氏名秘匿と 訴因の特定について

初 澤 由 紀 子

- 1 はじめに
- 2 公訴事実における被害者の表示の意義
- 3 訴因の特定に関する判例と「できる限り」の意義
- 4 犯罪の客体・相手方の表示に関する判例
- 5 起訴状における被告人の表示と被害者の表示
- 6 公訴事実における被害者の氏名秘匿と被害者の特定

1 はじめに

近年、性犯罪やストーカー規制法¹⁾違反等の起訴状の公訴事実において、被害者の氏名を実名で記載せず、氏名とは別の表記によって被害者を特定する実務上の取扱いがなされるようになってきている。

これは、平成24年にいわゆる逗子ストーカー殺人事件²⁾が発生した経緯に対する反省を踏まえ、被害者保護の観点から運用されるようになった取扱いで

-
- 1) 正式名称は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法第81号）。
 - 2) 平成24年11月6日、神奈川県逗子市内の被害女性の自宅で、元交際相手の男性に被害女性が刃物で刺殺され、加害男性は自殺した事件。被害女性は結婚して姓が変わり、住所も引っ越していたが、加害男性が犯した脅迫罪の逮捕状に、被害女性の結婚後の姓や転居先の市名などが記載され、逮捕状執行の際に読み上げられていた。加害男性は前記脅迫罪で執行猶予判決を受けた約1年2か月後に被害女性に対する殺人事件を起こした（<http://mainichi.jp/journalism/listening/news/20140904org00m040002000c.html> 最終閲覧日平成26年9月30日）。

あるといわれる。

刑事訴訟法 256 条 3 項は、「公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事實を特定してこれをしなければならない。」旨規定し、訴因の特定を要求している。

訴因の特定が不十分であるとして、「公訴提起の手續がその規定に違反したため無効であるとき。」に該当する場合には、判決で公訴棄却がなされることとなる（刑事訴訟法 338 条 4 号）。

実務の現場では、公訴事實における被害者の表示を被害者の実名以外の方法で記載して起訴した場合において、そのような公訴事實の記載が許されるのか否か、訴因の特定が不十分なのではないか、見解が対立し様々な運用がなされている。

そこで、本稿では、公訴事實に被害者を表示するに当たり、被害者の氏名を実名で記載するかどうかという被害者の表示の方法が訴因の特定にいかなる影響を与えるのかについて検討を加えてみたいと思う。

2 公訴事實における被害者の表示の意義

刑事訴訟法 256 条 3 項に規定する「罪となるべき事實」は、同法 335 条 1 項の有罪判決をする際の「罪となるべき事實」と基本的に同義であると考えられているが、「罪となるべき事實」とは、「刑罰法令各本条における犯罪の構成要件に該当する具体的事実をいうものであるから、該事實を判決書に判示するには、その各本条の構成要件に該当すべき具体的事実を該構成要件に該当するか否かを判定するに足りる程度に具体的に明白にし、かくしてその各本条を適用する事実上の根拠を確認し得られるようにするを以て足りるものというべく、必ずしもそれ以上更にその構成要件の内容を一層精密に説示しなければならない」とされている³⁾。

そこで、起訴状の公訴事實に訴因を明示するには、刑罰法令各本条における

犯罪の構成要件を指導形象としつつ、いわゆる六何の原則に従い、①だれが（犯罪の主体）、②いつ（犯罪の日時）、③どこで（犯罪の場所）、④何を、又は誰に対し（犯罪の客体）、⑤どのような方法で（犯罪の方法）、⑥何をしたか（犯罪の行為と結果）の6項目を念頭に置いて具体的事実を記載する方法がとられている⁴⁾。

公訴事実に被害者を表示することは、ここでいう、④の「誰に対し（犯罪の客体）」を記載するということになる。

構成要件に該当する行為として、「人」（刑法199条、220条、246条、249条）、「人の身体」（刑法204条）、「男女」（刑法176条）、「女子」（刑法177条）、「他人の財物」（刑法235条、236条）、「他人の物」（刑法252条）など、一定の客体に対する行為が規定されている罪については、犯罪の客体は、刑事訴訟法256条3項の「罪となるべき事実」を構成する一要素であるから、これらに該当する具体的事実を記載する必要がある⁵⁾。

したがって、上記のような罪における被害者は、犯罪の客体として、「罪となるべき事実」を構成する一要素に当たるので、これに該当する具体的事実を記載し、何らかの方法で必ず特定しなければならない要素であるといえる。

では、いかなる方法で被害者を表示すれば、犯罪の客体としての被害者を特定したということができ、刑事訴訟法256条3項の要請を満たすといえるのであろうか。

3 訴因の特定に関する判例と「できる限り」の意義

訴因の特定に関するリーディングケースといわれる判例は、最高裁判所昭和

3) 最高裁判所昭和24年2月10日第一小法廷判決・刑集3巻2号155頁。

4) 伊藤栄樹ほか著・新版注釈刑事訴訟法第3版464頁、松本時夫ほか編・条解刑事訴訟法4版513頁、松尾浩也・岩瀬徹編・実例刑事訴訟法Ⅱ〔家令和典〕18頁等。

5) 前掲新版注釈刑事訴訟法第3版469頁、前掲条解刑事訴訟法4版515頁。

37年11月28日大法廷判決・刑集16巻11号1633頁（白山丸事件）である。

白山丸事件の起訴状の公訴事實は、「被告人は、昭和27年4月頃より同33年6月下旬までの間に、有効な旅券に出国の証印を受けないで、本邦より本邦外の地域たる中国に出国したものである」というもので、弁護人から、公訴提起の手續が刑事訴訟法256条3項に違反しない旨の原判決⁶⁾の判断が同法の解釈適用を誤っているとして争われたものである。

これに対して、最高裁は、「刑訴256条3項において、公訴事實は訴因を明示してこれを記載しなければならないと規定する所以のものは、裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すことを目的とするものと解されるところ、犯罪の日時、場所及び方法は、これら事項が犯罪を構成する要素になっている場合を除き、本来は、罪となるべき事實そのものではなく、ただ訴因を特定する一手段として、できる限り具体的に表示すべきことを要請されているのであるから、犯罪の種類、性質等の如何により、これを詳らかにすることができない特殊事情がある場合には、前記法の目的を害さないかぎりの幅のある表示をしても、その一事のみを以て、罪となるべき事實を特定しない違法があるということとはできない。」として、6年余りの期間をもって犯罪の日時を表示し、犯罪の場所を単に本邦よりとし、犯罪の方法につき具体的な表示をしていない公訴事實を適法とした。

刑事訴訟法256条3項は、「できる限り」という表現を用いて、罪となるべき事實の特定を要求しているが、同条項の法案起草者は、「as far as known（知れる限り）」の意味でこの表現を用いたとのことであり⁷⁾、これと同趣旨に解するのが判例の大勢だといわれる⁸⁾。

この「できる限り」の意義を「知れる限り」という意味に理解する場合、証

6) 原判決は福岡高等裁判所昭和34年7月16日判決・刑集16巻11号1653頁。

7) 昭和37年度最高裁判所判例解説刑事編〔川添万夫〕236頁。

8) 前掲新版注釈刑事訴訟法第3版464頁。安富潔著・刑事訴訟法第2版289頁によれば、学説では、被告人の防禦権を侵害するおそれがあることを懸念して、「できる限り厳格に」という意味に解すべきであるとするのが有力である。

抛上知り得る限り、或いは、証拠上特定し得る限り、という意味で用いていると考えられる判例は多い。

白山丸事件判決においても、「本件密出国のように、本邦をひそかに出国してわが国と未だ国交を回復せず、外交関係を維持していない国に赴いた場合は、その出国の具体的顛末についてこれを確認することが極めて困難であって」とし、これが前記「詳らかにすることができない特殊事情」に当たるとした上で、「裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示す」という法の目的に反しないことから、刑事訴訟法 256 条 3 項に違反しないとしている。

覚せい剤使用罪における訴因の特定が問題となった著名な判例である最高裁判所昭和 56 年 4 月 25 日第一小法廷決定・刑集 35 卷 3 号 116 頁においても、「昭和 54 年 9 月 26 日ころから同年 10 月 3 日までの間、広島県高田郡吉田町内及びその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩類を含有するもの若干量を自己の身体に注射又は服用して施用し、もって覚せい剤を使用した」という公訴事実について、「本件公訴事実の記載は、日時、場所の表示にある程度の幅があり、かつ、使用量、使用方法の表示にも明確を欠くところがあるとしても、検察官において起訴当時の証拠に基づき得る限り特定したものである以上、覚せい剤使用罪の訴因の特定に欠けるところはないというべきである。」旨判断した。

このように、検察官が起訴当時の証拠に基づき得る限り（知れる限り）特定したという場合、刑事訴訟法 256 条 3 項の訴因の特定に欠けるところがないと判断した判例は、著名な最高裁判例から下級審裁判例まで含めて数多くの判例がある⁹⁾。

4 犯罪の客体・相手方の表示に関する判例

前記に見てきた判例は、日時、場所、方法の表示に関して訴因の特定が問題となった判例であるが、公訴事実における被害者の表示は、犯罪の客体の表示

であるから、次に、犯罪の客体或いは行為の相手方の表示について判断した判例を見てみよう。

(1) 最高裁判所昭和24年12月22日第一小法廷判決・刑集3巻12号2070頁は、進行中の貨物列車から積荷を突き落として後でその場所に戻って積荷を拾う計画の下に、積荷を列車外に突き落とした窃盗の事案について、原判決が罪となるべき事実として「『国鉄当局係員の保管に係る列車の積荷』と判示した以上被害物件の保管者並びに所有者が被告人及び共犯者以外の『他人』であるこ

9) 最高裁判所平成14年7月18日第一小法廷決定・刑集56巻6号307頁は、「被告人は、単独又は甲及び乙と共謀の上、平成9年9月30日午後8時30分ころ、福岡市中央区所在のビジネス旅館A2階7号室において、被害者に対し、その頭部等に手段不明の暴行を加え、頭蓋冠、頭蓋底骨折等の傷害を負わせ、よって、そのころ、同所において、頭蓋冠、頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害又は何らかの傷害により死亡させた。」との傷害致死の公訴事実（第1次予備的訴因）について、「第1次予備的訴因が追加された当時の証拠関係に照らすと、被害者に致死暴行が加えられたことは明らかであるものの、暴行態様や傷害の内容、死因等については十分な供述等が得られず、不明瞭な領域が残っていたというのである。そうすると、第1次的予備的訴因は、暴行態様、傷害の内容、死因等の表示が概括的なものであるにとどまるが、検察官において、当時の証拠に基づき、できる限り、日時、場所、方法等をもって傷害致死の罪となるべき事実を特定して訴因を明示したものと認められるから、訴因の特定に欠けるところはない」と判示している。また、東京地方裁判所平成6年9月22日判決・判タ878号87頁は、保険金目的で妻にトリカブト毒・フグ毒を服用させて殺害した殺人の事案において、毒物を詰めたカプセルの交付・服用の実行行為の日時、場所が特定されておらず、どのようにカプセルを製造し、いかなる手段方法で妻に交付・服用させたのか特定されていないとの弁護人の主張に対し、「本件殺人の公訴事実、被害者を道具として利用する殺人の間接正犯であると解されるころ、犯行の日時、場所の表示にある程度の幅があり、また、犯行の手段方法の表示にも明確を欠くところがある……が、また、犯行の目撃者もなく、被告人も捜査の当初から一貫して犯行を否認している事案であり、……検察官においては、起訴当時の証拠に基づいて、できる限り実行行為の日時・場所・方法等を特定したのであることが窺われるから、……訴因の特定に欠けるところはないというべきである。」と判断している。ほかに、罪となるべき事実の判示として不十分とはいえないと判断した判例として、最高裁判所昭和38年11月12日第三小法廷判決・刑集17巻11号2367頁、最高裁判所昭和58年5月6日第二小法廷決定・刑集37巻4号375頁、最高裁判所平成13年4月11日第三小法廷決定・刑集55巻3号127頁等。

とまことに明白であるから、窃盗罪の客体の判示として欠くところはない。」と判断した。

窃盗罪の窃取の客体としての「『他人の』財物」は、被告人及び共犯者以外の他人の占有（或いは所有）に係るものであることさえわかる程度に明示されていれば、窃盗罪という犯罪の構成要件に該当することが判定できる程度に具体的に明らかにされているという趣旨である。

(2) 東京高等裁判所昭和29年5月26日判決・東高時報5巻5号198頁は、「トッパーコート他背広、ジャンパー等18点（価格合計12万9600円相当）を窃取し」と記載された窃盗罪の公訴事実について、「窃盗の訴因を明示するためにその目的物が衣類や家具である場合その内容品目を一々克明に記載しなければならないものとはいえない。」として、訴因の特定に欠けるところはないと判断している。

窃盗罪の窃取の客体としての「他人の『財物』」は、被害品目の一部の品名を表示し、残りは「等何点」「外何点」という概括的記載であっても、窃盗罪という犯罪の構成要件に該当することが判定できる程度に具体的に明らかにされているという趣旨である。

(3) 東京高等裁判所昭和29年10月7日判決・東高時報5巻10号402頁は、窃盗罪の物件の所持者（被害者）の氏名が判明しない場合において、「窃盗罪は他人の支配に属する物件を不正領得の意思を以て自己の支配内に移すことによって成立するものであるからその物件の所持者の氏名が判明しない場合は本件起訴状の如く『氏名不詳者所有の』云々と表示することも一向差支なく、その他本件起訴状を検するに訴因は特定されており、被告人の防禦権行使に毫も不利益を及ぼすことなく固より本件起訴状を無効とすべき限りでない。」と判断している。

窃盗罪の窃取の客体としての「『他人の』財物」について、被害者の氏名が証拠上判明しない場合は、「氏名不詳者所有の」と表示しても訴因の特定に欠

けるところはないという趣旨である。

(4) 名古屋高等裁判所昭和31年9月12日判決・高刑特報3巻18号870頁は、営利目的による覚せい剤譲受罪の事案で、譲受行為の相手方につき「氏名不詳眼鏡をかけた35、6才の男」と記載し氏名を記載しなかった覚せい剤取締法違反の公訴事実について、「譲受行為が犯罪の構成要件たる本件に於て譲受行為の相手方が特定されることは必要であるが……氏名不詳眼鏡をかけた35、6才の男から覚せい剤を譲り受けたことが明らかに記載されている以上その覚せい剤譲受が特定の者から譲受けた者であることを示したものであって既に覚せい剤譲受の事実が日時場所譲受物件譲受代金譲受行為の相手方の性別年齢而も代金が其の者に支払われた旨記載されているとすれば譲受行為の相手方の氏名のみが明でないとしても特定された日時場所譲受物件等と相俟って他の訴因と識別することが出来る程度に達しているものと認められるから被告人の覚せい剤譲受の訴因は特定しているものと謂わなければならないのである。」と判断している。

覚せい剤譲受罪は「何人も、覚せい剤を……譲り受けてはならない。」と規定され（覚せい剤取締法違反17条3項）、その犯罪の客体は覚せい剤であるが、譲受行為の相手方として特定の人が構成要件上予定されているという意味において、罪となるべき事実の一要素として公訴事実にて特定の人の表示が求められていると考えられる。この判決は、譲受行為の相手方の表示について、氏名を記載せず、「氏名不詳眼鏡をかけた35、6才の男」という程度であっても、「日時場所譲受物件譲受代金譲受行為の相手方の性別年齢而も代金が其の者に支払われた旨記載されているとすれば」、「特定された日時場所譲受物件等と相俟って」訴因が特定できていると判断しているのである。ここでは、検察官が起訴当時の証拠に基づきできる限り（知れる限り）特定したかどうかには言及されていない。

(5) 福岡地方裁判所昭和49年1月16日判決・刑裁月報6巻1号15頁は、

暴力行為等処罰に関する法律1条違反（数人共同による暴行罪）の公訴事実において、第一の被害者の表示として「学生風の男（年令23才位、身長1.7メートル位、長髪）」とのみ表示して氏名を記載せず、暴行罪の公訴事実において、第二の被害者の表示として「学生風の男（年令22才位、身長1.65メートル位、長髪）」とのみ表示して氏名を記載しなかった事案である。その後の審理において、検察官は、第一の被害者は「被害当時ブルーの半袖シャツおよび白ズボンを着用していたこと」、第二の被害者は「被害当時白シャツに黒っぽいズボンを着用し、カバンを所持していたこと」を付け加え主張するにとどまり、各被害者の氏名、住居、本籍、生年月日などを特定することはできなかった。

この場合において、福岡地裁は、「いうまでもなく暴力行為等処罰に関する法律1条違反の罪及び暴行罪においては、被害者は罪となるべき事実の構成要素であって、具体的な特定の被害者が明示されない公訴事実は公訴事実そのものとしての要件を欠く。しかしながら、公訴事実において被害者の氏名が不詳とされているということは、直ちに被害者が不詳であること、すなわち具体的な特定の被害者の明示がないということの意味するのではなく、性別、人相、風体、年齢に関する記載とともにその訴因の全記載から被害者が特定場所に存在した具体的な特定の人間であることが示されている限り、その氏名が不詳とされていても被害者の明示はあるというべきである。この点から本件をみると、各被害者の性別、風体、体格、推定年令等は、各起訴状の記載およびその後の検察官の追加主張により……明らかであり、これと各公訴事実に記載された犯行日時および場所……とを合わせれば、本件各公訴事実がいずれも具体的な特定の人間に対し暴行を加えた事実（暴力行為および暴行）であることが明示されていると認められるから、その意味で公訴事実そのものとしての要件に欠ける点は全くない。」と判断している。

そして、同判決は、有罪判決の罪となるべき事実としては、第一の被害者を「氏名不詳の男（年令23才位、身長1.7メートル弱、長髪で一見学生風、当時薄青色半袖シャツ着用）に対し」と記載し、第二の被害者を「氏名不詳の男（年令22才位、身長1.65メートル位、一見学生風で、当時白色ワイシャツ、黒色ズボンで

着用し、布製ショルダーバッグを携行）に対し」と記載して各被害者を特定している。

（6）大阪高等裁判所昭和50年8月27日判決・高刑集28巻3号310頁は、暴力行為等処罰に関する法律1条違反（数人共同による暴行罪）の公訴事実において、「反帝学評系の学生ら約50名に共同して暴行を加えた」と表示するのみで、集団内部における被害者を氏名その他の方法で特定していない場合につき、「被害者ごとに一罪が成立する本件犯罪においては、必ずしも氏名による特定を要しないとしても何らかの方法で被害者を特定することが要求されるわけではあるが、被害者とされている者の全員が被害を受けたことが明白な事案においては、訴因において被害者を特定することの実質的必要性は、もっぱらそれ以外の者と区別することに主眼があると思われるので、被害者らの集団の範囲が確定されている限り、その集団の内部における個々の被害者の特定に不十分な点があったとしても、起訴状における訴因の明示としては、一応その目的を達しているものと解されないではない。しかしながら、……被害者らの集団にいた者が全て被害を受けたとは断定できない場合には、単に起訴状に、反帝学評系の学生ら約50名に共同して暴行を加えたと記載し、被害者らの集団を確定してそれ以外の者と区別するだけでなく、さらにその集団内部において被害を受けた者を氏名その他の方法で特定しない限り、審判及び防禦に支障を来たし、訴因の特定明示を要求する刑訴法256条3項の趣旨に反し適法なものということとはできない。」と判断している¹⁰⁾。

10) 東京地方裁判所昭和45年5月6日判決・刑裁月報2巻5号564頁も、暴力行為等処罰に関する法律1条違反（数人共同による暴行罪）の被害者の表示を「和田正卓ら約20名の学生に対し」とのみ記載した公訴事実について、「〔検察官が特定した〕氏名の明らかな者を除く被害者18名に暴行を加えたとの部分については、被害者らの中のどの18名に対する暴行につき公訴を提起したものであるかが不明であり、この部分についての公訴の提起は、……訴因の特定を欠くことに帰するといわなければならない。」と判断し、特定できた被害者2名に対する関係で有罪とし、その余につき公訴棄却判決をした。

(7) 検討

これら犯罪の客体・行為の相手方の表示に関する判例のうち、前記(3)の東京高等裁判所昭和29年10月7日判決、(5)の福岡地方裁判所昭和49年1月16日判決は、白山丸事件判決と同様、検察官が起訴当時の証拠に基づきできる限り(知れる限り)特定したという場合、裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すという刑事訴訟法256条3項の目的を害しない限り、訴因の特定に欠けるところがないと判断した判例の流れに位置付けられる。

前記(6)の大阪高等裁判所昭和50年8月27日判決は、検察官が起訴当時の証拠に基づきできる限り(知れる限り)特定した場合であっても、裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すという刑事訴訟法256条3項の目的を害する以上、訴因の特定を欠くことになる判断したものであって、その意味で、白山丸事件判決と同様の判例の流れに位置付けることができるものである。

これに対して、前記(1)の最高裁判所昭和24年12月22日第一小法廷判決、(2)の東京高等裁判所昭和29年5月26日判決は、上記のような判例の流れとは趣きが異なる。

すなわち、前記(1)の判例についていえば、窃盗罪の客体として「列車の積荷」という財物の保管者等である「国鉄当局係員」の役職や氏名を捜査によって特定することは極めて容易であると考えられるから、証拠上特定し得る事実であったと考えられる。それにもかかわらず、財物の保管者等が被告人及び共犯者以外の他人であることを明示するには、「国鉄当局係員」と表示すれば足りると判断されており、証拠上知り得る限り(知れる限り)の事実を記載して被害者を特定することは要求されていない。

同様に、前記(2)の判例についていえば、窃盗罪の客体として「トッパーコート他背広、ジャンパー等18点(価格合計12万9600円相当)」というように、被害品の合計点数及び合計価格が記載できているということは、捜査によって18点それぞれの被害品目及び価格が特定できていると考えられ、これら18点

全ての被害品目及び被害金額は証拠上特定し得る事実であったと考えられる。それにもかかわらず、ここでも証拠上知り得る限り（知れる限り）の事実を記載して被害品を特定することは要求されていない。

前記(4)の名古屋高等裁判所昭和31年9月12日判決のようなケースについては2通りの場合が考えられ得る。一つは、被告人が捜査において、覚せい剤譲受の相手方につき、具体的な氏名を供述しなかったなどの場合であり、その場合、証拠上相手方の氏名を特定できず、「氏名不詳眼鏡をかけた35、6才の男」という程度にしか公訴事実に記載できないことになる。このような場合、検察官が起訴当時の証拠に基づき得る限り（知れる限り）特定した場合として、白山丸事件判決と同様の判例の流れに位置付けられる。もう一つは、被告人が捜査において、覚せい剤譲受の相手方につき、具体的な氏名を供述した場合であっても、被告人が相手方の所属する組織等からの報復といった後難を恐れて公判廷においてこれを明らかにすることを望まないなどの理由で、「氏名不詳眼鏡をかけた35、6才の男」という程度にしか公訴事実に記載しない場合もあり得よう。このような場合は、検察官が起訴当時の証拠に基づき得る限り（知れる限り）特定したとはいえないことになる。

つまり、訴因の特定の問題には、㊦検察官が、収集した証拠によって明らかにし得る事実に限界があるため、犯罪事実を概括的にしか表示できない場合に、どの程度の概括的表示があれば許容されるのかという場面と、㊧検察官が、収集した証拠に基づいて犯罪事実を比較的詳細に表示することが可能である場合に、どの程度の事実を表示すれば足りるのかという場面とがある¹¹⁾。

白山丸事件判決を含め、数多くの判例が集積されているのはこのうち㊦の場面であって、この場合には、検察官が起訴当時の証拠に基づいてできる限り

11) 平成17年度最高裁判所判例解説刑事編〔上田哲〕457頁。ここでは、㊧の場合であれば、検察官は、訴因を明確にする釈明が可能であるが、㊦の場合はそれが不可能なのであるから、公訴を棄却しなければならないということになり、その影響は重大である、とする。しかしながら、公訴事実における被害者の氏名秘匿が問題となっている事例は、証拠上訴因を明確にする釈明が可能であるとしても、被害者に与える影響の大きさから、訴因を明確にする釈明を行うことが相当ではないケースということが出来る。

(知れる限り) 特定したのであれば、裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すという刑事訴訟法 256 条 3 項の目的を害さない限り、訴因の特定に欠けるところはないと解する判断が定着しているといえる。

性犯罪やストーカー規制法違反等の犯罪の客体として公訴事実には被害者を表示する場合において、被害者の氏名秘匿が行われるケースは、前記④の場面である。検察官は、収集した証拠に基づいて被害者の氏名を詳細に表示することが証拠上(物理的には)可能であるが、これを行うことが相当ではない場合であり、前記⑤の場面に関する従来の解釈のみによっては妥当な解決を図ることはできないと解される。

5 起訴状における被告人の表示と被害者の表示

前記 4(1)の最高裁判所昭和 24 年 12 月 22 日第一小法廷判決、同(2)の東京高等裁判所昭和 29 年 5 月 26 日判決にもあるとおり、従来から、必ずしも証拠上知り得る限りの事実を記載して特定がなされてきたわけではなく、そのような公訴事実が訴因の特定を欠くと判断されてきたわけではない。

もともと、犯罪の客体として被害者を公訴事実に表示する場合、起訴状における「被告人」の表示とは異なり、氏名をもって特定することが条文上要求されているものではない。

すなわち、起訴状には、「被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項」を記載しなければならないとされており(刑事訴訟法 256 条 2 項 1 号)、氏名のほか、年齢、職業、住居及び本籍、被告人が法人であるときは、事務所並びに代表者又は管理人の氏名及び住居を記載することとされている(刑事訴訟規則 164 条 1 項 1 号)。このうち被告人の年齢については、実務上、より特定性の高い生年月日が記載されるのが通例である。

このように、条文上、氏名、年齢、住居、本籍をもって特定すべきとされている被告人の表示であっても、黙秘権の行使等によって氏名その他が判明しな

いときは、人相、体格など被告人の身体的特徴によって特定しても差し支えなく、被告人が勾留中であれば留置番号を表示し、写真を添付するのが通常としている¹²⁾。なお、被告人の年齢、職業、住居、本籍が明らかでないときは、条文上、その旨を記載すればよいので（刑事訴訟規則 164 条 2 項）、単に「不詳」と記載される。

公訴事実に犯罪の客体として被害者を表示する場合においても、それが特定の個人としての人を表示するものである以上、被告人の表示と同様、氏名、年齢、住居、本籍を記載するとすれば、特定性が高くなることは明らかである。

それにもかかわらず、犯罪の客体として被害者を公訴事実に記載する場合、返子ストーカー殺人事件以前の慣例においても、被害者の氏名及び年齢のほか、被害者の表示として被害者の住居や本籍を公訴事実に記載した例は筆者の知る限り皆無であって、被害者を特定するには被害者の氏名及び年齢を記載すれば事足りるとされてきたものである。

しかし、翻って考えてみると、被害者の氏名及び年齢を記載すれば、果たして特定の個人としての人によって本当に唯一無二のものとして特定し得ているのかといえ、そうとはいえない。例えば、被害者の氏名が姓・名ともに、日本人に多いごくありふれた氏名であった場合、年齢とともに表記したからといって、同姓同名で年齢も同じ人は決して少なくなく、同姓同名で年齢も同じ人が公訴事実記載の日時・場所に存在した可能性も否定できないのであるから、被害者の氏名及び年齢を記載しただけでは、唯一無二の個人として特定できたとは言い難いであろう。

そうすると、被害者の氏名及び年齢を記載することにより犯罪の客体としての被害者を特定する方法は、わかりやすい簡便な方法として定着してきた実務上の慣例であって、被害者の特定方法の一手段に過ぎず、刑事訴訟法上、原則として記載することが要求されている被害者の特定方法とは考えられない^{13) 14)}。

12) 前掲条解刑事訴訟法 4 版 511 頁。

6 公訴事実における被害者の氏名秘匿と被害者の特定

公訴事実には犯罪の客体として被害者を表示するに当たり、被害者の氏名を実名で記載しないことが、刑事訴訟法 256 条 3 項において訴因の特定が要求されている法の趣旨・目的を害する場合には、訴因の特定に欠けると判断されてもやむを得ない。

すなわち、白山丸事件判決によれば、訴因の特定が要求される趣旨・目的は、「裁判所に対し審判の対象を限定すること」及び「被告人に対し防禦の範囲を示すこと」にある。

このうち、前者の目的は、主として裁判所が起訴された事件を他の事件と区別するためのものであり、訴因変更が可能な範囲、二重起訴に当たるか否か、免訴事由があるかどうかなどを判断するために、このような訴因の識別機能が必要となるのに対し、後者の目的は、被告人に対して防禦すべき対象を限定することによって、防禦の機会を保障するという訴因の機能を表現するものである¹⁵⁾。

そこで、これら訴因の特定が要求される法の目的、訴因の機能の観点から、現在の実務で行われている、公訴事実において被害者の氏名を秘匿する場合に

13) 前掲条解刑事訴訟法 4 版 515 頁は、行為の客体になっている「人」について、具体的な特定人を記載すべきであるが、必ずしも氏名を表示する必要はないとする。ジュリスト 1420 号〔渡辺咲子〕206 頁は、最高裁平成 22 年 3 月 27 日第二小法廷決定に対する判例評釈の中で、「被害者が 1 名の詐欺事犯でも、実在する被害者に対する詐欺行為が立証できれば、被害者が匿名のままであっても訴因の特定が理論上否定されるわけではない。」とする。

14) 同様に、行為の主体として、共同被告人ではない共犯者を公訴事実に記載する場合、単に、「○○○○（共犯者の氏名）と共謀の上」などと記載されるのみであるのが通例であり、共犯者の年齢、住居、本籍を記載する例は見たことがない。共犯者の表示は、構成要件の修正形式として罪となるべき事実の一要素であるが、共犯者の氏名を記載すれば事足りるとされているのは、ひとまずわかりやすい簡便な方法として定着してきた実務上の慣例であろう。

15) 平成 17 年度最高裁判所判例解説刑事編〔上田哲〕470 頁。

被害者を表示する方法が、刑事訴訟法 256 条 3 項の法の目的を害するのかどうかを見ていきたい。

いずれも対象となっている犯罪は、主に、(i)強姦や強制わいせつといった性犯罪事件¹⁶⁾、(ii)ストーカー規制法違反やそれに類する暴行・脅迫事件であるが、ほかに(iii)暴力団等の犯罪組織による事件¹⁷⁾も対象となり得ると思われる。

いずれのケースにおいても、犯罪の客体としての被害者の氏名以外の訴因、すなわち、犯罪の主体、犯罪の日時、犯罪の場所、犯罪の方法、犯罪の行為と結果は、何ら概括的な記載等がなされているわけではなく、具体的な犯罪事実が記載されているという前提である。

(1) 公訴事実被害者の氏名を秘匿する場合の被害者の特定方法

被害者保護の観点から、公訴事実被害者の氏名を実名で表記しない取扱いをする場合、事案の内容、被害者と被告人の従前の関係、被害者特定事項¹⁸⁾に関する被告人の認識、被害者特定事項の秘匿に関する被害者の意向等によって、どのような記載により被害者を特定することができるかは異なるので、一概に被害者の表示方法が定まるものではない。しかし、筆者の知り得た限り、現在のところ、概ね下記のいずれかの形式によって、被害者を特定していることが多いようである。

- ① 被害者の氏名をカタカナ表記にし、被害者の生年月日や年齢とともに記載する。
- ② 被害者が犯行後婚姻するなどして姓が変わった場合において、被告人がこれを知らない場合、犯行当時の被害者の旧姓を記載する。

16) 特定の被害者を狙った電車内の痴漢など各都道府県のいわゆる迷惑防止条例違反、児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の事件もある。

17) 例えば、単純な行きずりの被害者に対する路上等での傷害事件であっても暴力団等の組織の構成員による場合や、前掲名古屋高等裁判所昭和 31 年 9 月 12 日判決のような事例で、覚せい剤譲受の相手方が覚せい剤密売組織の構成員であった場合等が考えられる。

18) 「被害者特定事項」とは、「氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項」をいう（刑事訴訟法 290 条の 2 第 1 項）。

- ③ 被害者のいずれかの親の氏名及び続柄、被害者の年齢を記載する。
- ④ 被害者が自宅で被害に遭った後、転居した場合、犯行場所を記載した上、「当時〇〇〇〇（犯行場所）に単身居住していた女性（当時〇歳）」などと記載する。
- ⑤ 被告人が被害者の勤務先や学校名を把握していて、被害者の通称名や姓又は名だけを知っている場合、「〇〇〇〇（勤務先や学校名）に勤務する（通学する）『△△△△』（通称名、姓又は名）と称する女性（当時〇歳）」などと記載する。
- ⑥ 被告人が被害者の携帯電話のメールアドレスなど電子機器の唯一無二の識別番号を把握していた場合¹⁹⁾、「携帯電話のメールアドレスが〇〇@△△△△だった女性（当時〇歳）」などと記載する。

（2）訴因の特定が要求される法の目的・訴因の機能との関係

前記(1)①の被害者の氏名のカタカナ表記や、前記(1)②の犯行当時の被害者の旧姓表記は、被害者の実名を起訴当時の漢字で表記しないに過ぎず、いずれも被害者の（少なくとも犯行当時の）実名を記載しているものである。このような場合、被害者の年齢や生年月日等とも相俟って、裁判所が起訴された事件を他の事件と区別することは容易であり、裁判所に対し審判の対象を限定するという目的は達せられていると考えられる。被告人に対し防禦の範囲を示し、防禦の機会を保障するという目的から見た場合でも、被告人がもともと面識のなかった被害者に対して犯罪を犯した事例では、被告人が自己の犯した犯罪か否かを認識するのは、起訴当時における被害者の漢字表記での実名であることは殆どあり得ない。被告人が犯行時等に被害者を脅すなどして氏名を聞き出した事例ですら、被告人は、被害者の氏名の読み方を認識するに過ぎないので、被害者の氏名がカタカナで表示されていても、防禦の範囲が不明確になることは

19) 被疑者が被害者との間でゲーム機ニンテンドー3DSを用いてやりとりしていた場合において、3DSの機体ごとに割り当てられる唯一無二の番号である被害者のフレンドコードと被害者の通称名、生年月日、年齢を公訴事実に記載して被害者を特定した事例もある。

ない。被告人が犯行時等に被害者方の表札や被害者の身分証明書を見たとしても、そこで認識されているのはあくまでも犯行当時の被害者の漢字での姓名であって、起訴当時の被害者の氏名ではないのであるから、防禦の範囲が不明確になるとは到底いえない。

前記(1)③の被害者の親の氏名及び続柄、被害者の年齢の表記については、被害者の親の実名は公訴事実に記載しており、その親との続柄を記載している以上、その実は、被害者の実名を記載して、年齢を表記している場合と特定の程度において異なるところはない。そうすると、裁判所が起訴された事件を他の事件と区別することは十分可能であり、裁判所に対し審判の対象を限定するという目的は達せられていると考えられる。被告人に対し防禦の範囲を示すという目的から見た場合でも、このような被害者の特定の仕方をする以上、被告人が被害者の下の名を知らないことが前提であって、被告人は犯行日時、場所、被害者の姓や年齢等被害者の下の名以外の要素によって自己の犯した犯罪か否かを認識しているのであるから、防禦の範囲が不明確になるとはいえないであろう。

前記(1)④の犯行当時の被害者方に単身居住していた女性との表記、同⑥の被害者の携帯電話のメールアドレス等電子機器の識別番号を用いた表記については、被害者の実名を記載する従来の方式よりも、特定性の高い被害者の表示方法である。④については、被害者方の住所が犯行場所として公訴事実に記載されている以上、犯行当時そこに単身居住していた女性はこの世に1人しか存在しない。また、⑥についても、携帯電話のメールアドレス等電子機器の唯一無二の識別番号を用いて被害者を特定しているのであるから、被害者の実名を記載する従来の方式よりも、はるかに特定性の高い被害者の表示方法である。このような場合、歴史的・社会的事実として唯一無二の被害者の表示がなされているのであるから、裁判所が起訴された事件を他の事件と区別することは十分可能であり、裁判所に対し審判の対象を限定するという目的は達せられていると考えられる。被告人に対し防禦の範囲を示すという目的から見た場合でも、被告人は、被害者方の所在地や被害者の年齢、或いは被害者の携帯電話のメー

メールアドレス等電子機器の識別番号等によって被害者を認識しているのであるから、防禦の範囲が不明確になるとは思われない。

前記(1)⑤の被害者の勤務先や学校名及びそこに勤務する（通学する）被害者の通称名、姓又は名、被害者の年齢という表記は、④や⑥の表記に比して若干特定性が低下するかのようにも思われるが、当該勤務先や学校に通勤・通学する被害者と同じ通称名、姓又は名で年齢も同じ女性がない限り、唯一無二の被害者として特定されていることになる。仮に、当該勤務先や学校に通勤・通学する被害者と同じ被害者と同じ通称名、姓又は名で年齢も同じ女性がいたとしても、犯罪の日時、場所、方法、行為と結果の記載とも相俟って、裁判所が起訴された事件を他の事件と区別することは十分可能であり、裁判所に対し審判の対象を限定するという目的は達せられていると考えられる。従来の被害者の実名を記載していた場合とそれほど異なるものとは考え難い。被告人に対し防禦の範囲を示すという目的から見た場合でも、被告人は、被害者の勤務先や学校名、被害者の通称名、姓又は名、年齢等によって被害者を認識しているのであるから、特に問題があるとは思われない。

(3) 氏名秘匿に関する裁判例について

ア 前記(1)①の被害者の氏名のカタカナ表記により公訴事実被害者の表示を行い、実体判決がなされた裁判例には、住居侵入、強姦致傷、強制わいせつ等事件に関する横浜地方裁判所平成 26 年 7 月 2 日判決²⁰⁾、電車内におけるいわゆる迷惑防止条例違反事件に関する横浜地方裁判所平成 26 年 7 月 16 日判決²¹⁾、通行中の女性に対する強制わいせつ等事件に関する前

20) 公刊物未搭載。判決書においては、被害者の氏名が漢字表記、すなわち実名で記載された。起訴状の公訴事実において被害者の氏名を秘匿したにもかかわらず、判決書において被害者の氏名が実名で記載された場合、刑事訴訟法 46 条に基づき、被告人等から、判決書の謄本の交付の請求がなされた際に、判決書の謄本を交付してよいのか否かという問題が残る。複数の裁判所において、被害者の実名にマスキングを施し判決抄本を交付する取扱いがなされているようである。

21) 前掲注 20) に同じ。

橋地方裁判所平成 26 年 8 月 7 日判決²²⁾、住居侵入、ストーカー規制法違反事件に関する前橋地方裁判所太田支部平成 25 年 5 月 7 日判決²³⁾ 等比較的多くの裁判例がある。

イ 前記(1)②の犯行当時の被害者の旧姓表記により公訴事実に被害者の表示を行い、実体判決がなされた裁判例には、住居侵入、強姦事件に関する東京地方裁判所平成 25 年 6 月 6 日判決²⁴⁾、通行中の女性に対する強制わいせつ事件に関する東京地方裁判所平成 25 年 9 月 20 日判決²⁵⁾、住居侵入、強盗強姦事件に関する横浜地方裁判所平成 26 年 2 月 21 日判決²⁶⁾ 等がある。

ウ 前記(1)③の被害者の親の氏名及び続柄、被害者の年齢の表記により公訴事実に被害者の表示を行い、実体判決がなされた裁判例には、公園内において行われた女兒に対する強制わいせつ等事件に関する東京地方裁判所平成 25 年 11 月 12 日判決²⁷⁾、駅構内において行われた強制わいせつ事件に関する東京地方裁判所平成 26 年 1 月 15 日判決²⁸⁾、電車内における強制わいせつ事件に関する東京地方裁判所平成 25 年 12 月 3 日判決²⁹⁾、同様の事件に関する横浜地方裁判所平成 25 年 11 月 28 日判決³⁰⁾ 等がある。

エ 前記(1)④の犯行当時の被害者方に単身居住していた女性との表記により

22) 前掲注 20) に同じ。

23) 公刊物未搭載。判決書においても被害者の表示はカタカナ表記のままとされた。被告人控訴に対し、平成 25 年 9 月 3 日控訴棄却。被告人上告に対し、平成 25 年 11 月 19 日上告棄却（確定）。

24) 公刊物未搭載。判決書においても被害者の表示は旧姓表記のままとされた。

25) 前掲注 24) に同じ。

26) 前掲注 24) に同じ。

27) 公刊物未搭載。弁護人が訴因の特定が不十分であるとして公訴棄却の申し立てをしたのに対し、判決では、親の氏名及び続柄（当時〇歳）という特定方法でも「実名による場合と識別の精度にほとんど違いはない」として、公訴事実のとおり判決がなされている。

28) 公刊物未搭載。判決書においては、被害者の氏名が実名で記載された。この場合、前掲注 20) に記載のとおり、刑事訴訟法 46 条に基づく判決書謄本の交付の問題が残る。

29) 前掲注 28) に同じ。

30) 公刊物未搭載。判決書においても、被害者の表示は親の氏名及び続柄とされた。

公訴事実には被害者の表示を行った事例では、起訴状の補正を求められることなく、実体審理に入っている例は見受けられるが、そのまま判決に至った例は見当たらなかった。これに対して、住居侵入、強姦致傷事件において、被害者の下の名のカタカナ表記及び生年月日を追加するよう補正を求め、補正がなされた上で実体判決を行った横浜地方裁判所平成 26 年 3 月 12 日判決³¹⁾がある。また、被害者の実名で起訴状の補正を行うよう求め、応じなければ公訴棄却判決をするとして、被害者の実名での補正がなされた上で実体判決を行った、住居侵入、強制わいせつ事件に関する東京地方裁判所平成 25 年 12 月 26 日判決³²⁾等がある。

オ 前記(1)⑤の被害者の勤務先や学校名及びそこに勤務する（通学する）被害者の通称名、姓又は名、被害者の年齢という表記により公訴事実には被害者の表示を行い、実体判決がなされた裁判例には、ストーカー規制法違反事件に関する東京地方裁判所平成 25 年 7 月 12 日判決³³⁾等がある。これに対して、ストーカー規制法違反事件において、被害者の写真による補正を求め、補正がなされた上で実体判決を行った東京地方裁判所平成 25 年 10 月 29 日判決³⁴⁾がある。

カ 前記(1)⑤被害者の携帯電話のメールアドレス等電子機器の識別番号を用いた表記により公訴事実には被害者の表示を行い、実体判決がなされた裁判例には、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、脅迫等事件に関する水戸地方裁判所土浦支部平成 26 年 6 月 16 日判決³⁵⁾、離婚訴訟中の妻の交際相手に対する脅迫事件に関する水

31) 公刊物未搭載。

32) 公刊物未搭載。住居侵入、強制わいせつ事件において、起訴状の公訴事実には被害者の氏名を秘匿することを弁護側も求めたにもかかわらず、「再被害のおそれはない」として、被害者の実名による補正を求めた水戸地方裁判所土浦支部の例もあり、新聞報道がなされている（読売新聞平成 26 年 4 月 26 日朝刊等）。

33) 公刊物未搭載。判決書においても起訴状のと通りの被害者の表示がなされた。

34) 公刊物未搭載。判決書においては、被害者の氏名が実名で記載された。

35) 公刊物未搭載。

戸地方裁判所下妻支部平成26年9月30日判決³⁶⁾等がある。

前記各裁判例のうち、起訴状の補正を求められることなく、実体判決がなされた裁判例においては、被害者の実名以外の方法による被害者の表示によっても訴因の特定に欠けるところはないという判断が前提となっていると思われる。

もっとも、公訴事実被害者の氏名を秘匿して実名以外の方法で被害者を表示した事例に関して、いかなる要件を満たせば訴因の特定がなされているといえるのか、反対にどのような場合に訴因の特定を欠くに至るのかについて正面から判断した判決は未だ見当たらない。

勾留請求の際の被疑事実において被害者の氏名を秘匿して実名以外の方法で被害者を表示して勾留請求を行ったのに対し、被害者の実名を記載した勾留状が発付された事案において、検察官が準抗告を申し立てた準抗告審の判断には、水戸地方裁判所土浦支部平成26年2月18日決定³⁷⁾がある。

同決定では、被疑者が通行中の女子中学生に対してわいせつ行為に及んだ強制わいせつ事件において、検察官が被害者を匿名とした被疑事実を記載した勾留状の発付を請求したのに対し、被疑事実被害者の実名を記載した勾留状を発付した原裁判について、「勾留状に記載する被疑事実については、他事件と識別し、被疑者の防御権を保障する必要があることから、個人的法益に係る罪についての被害者の氏名は、これが判明している限り、実名を記載するのが原則であり（①）、これを匿名として記載するのが許容されるのは、被疑者に被害者の実名を知られることにより被害者が再度被害に遭う具体的現実的危険性が認められるなどの特段の事情がある場合に限られる（②）と解するのが相当である。そして、上記特段の事情がある場合であっても、勾留担当裁判官の裁量により、被害者の実名を記載した勾留状を発付することは当然に許容されるというべきであり、したがって、被疑事実被害者の実名を記載した勾留状を発付したことによって勾留の裁判が違法となる余地は一切ないというべきであ

36) 公刊物未搭載。判決書においても起訴状のとおり被害者の表示がなされた。

37) 公刊物未搭載。

る。」と判断して、検察官による準抗告の申立てを棄却した³⁸⁾。

この準抗告審で判断された内容は、公訴事実被害者の氏名を秘匿し実名以外の方法で記載して起訴した事例において、各地の裁判所において口頭で提示される内容と同じであり、未だ判決に見解が示された裁判例はないものの、同様の見解を取っている裁判所が複数あるようである。

前記準抗告審の判断のうち、前記①の「個人的法益に係る罪についての被害者の氏名は、これが判明している限り、実名を記載するのが原則」との判断は、白山丸事件判決やその流れに位置付けられる判例と同様、検察官が起訴当時の証拠に基づきできる限り（知れる限り）特定することを求めるものと考えられる。しかしながら、前記4(7)「検討」の項で述べたとおり、公訴事実における被害者の氏名秘匿の問題は、①検察官が、収集した証拠に基づいて犯罪事実を比較的詳細に表示することが可能である場合に、どの程度の事実を表示すれば足りるのかという場面の問題であって、②検察官が、収集した証拠によって明らかにし得る事実に限界があるため、犯罪事実を概括的にしか表示できない場合に、どの程度の概括的表示があれば許容されるのかという場面の問題と同列に論じることはできない。

次に、前記準抗告審の判断のうち、前記②の「これ（被害者の氏名）を匿名として記載するのが許容されるのは、被疑者に被害者の実名を知られることにより被害者が再度被害に遭う具体的現実的危険性が認められるなど³⁹⁾」の特段の事情がある場合に限られる」という規範は、どこから導かれたのであろうか。刑事訴訟法や刑事訴訟規則、これらに関する解釈を示した文献等を見渡しても、これに相当する表現は見当たらない。思うに、実務上、被害者の氏名秘匿の運用がなされるようになったのは、逗子ストーカー殺人事件が発生した経緯に対

38) これに対して、通行中の女性に対する強姦事件において、被害者の氏名を旧姓表記で勾留請求した事案に関し、勾留裁判官が被害者の実名を記載して勾留状を発付したのに対し、検察官の準抗告が認容され、被害者の氏名を旧姓表記した新勾留状が発付された千葉地方裁判所松戸支部の例もある。

39) 「被害者が再度被害に遭う具体的現実的危険性が認められるなど」の「など」については、どのような場合を指すのか示された例はなく、判明しない。

する反省に端を発したものであったことから、この事件で起きた事態を抽象的に規範に置き換えた表現のようにも考えられるが、仮にそうだとすれば、理論的に整合性があるとは考え難い。

（4）考察——刑事訴訟法 299 条の 3 との関係

ところで、平成 19 年の法改正により追加された刑事訴訟法 299 条の 3 は、検察官が、弁護人に対し、証拠を閲覧する機会を与えるに当たり、「被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穏が害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき」は、「弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。」と規定している。

そして、同条は、ただし書において、「被告人に知られないようにすることを求めることについては、被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のもにに限る。」と規定している。起訴状は、刑事訴訟規則 176 条 1 項に基づいて、起訴状謄本を被告人に送達しなければならないとされていることから、いったん「起訴状に記載された事項」については、被告人に知られないよう求めても無意味だからである。

刑事訴訟法 229 条の 3 に規定する「被害者特定事項」については、刑事訴訟法 290 条の 2 第 1 項に定義規定があり、「氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項」をいうとされている。

このような刑事訴訟法 299 条の 3 の規定によれば、法は、起訴状の公訴事実「被害者特定事項」の一つとして被害者の「氏名」が記載されないことを当然予定していることは明らかである。いかなる場合に「被害者特定事項」の一つとして被害者の「氏名」を起訴状の公訴事実に記載しないことが想定されているかについては、被害者の氏名を証拠上知り得るかどうかとは一切関係がない。むしろ、検察官が弁護人に証拠を開示するに当たって、被害者の「氏名」

の秘匿を弁護人に要請できるとされていることからすれば、被害者の「氏名」は証拠上特定し得る内容になっていることが前提となっている。

刑事訴訟法 299 条の 3 の規定からすれば、「被害者特定事項」の一つとしての被害者の「氏名」が被告人に明らかにされることにより、「被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が害されるおそれがあると認めるとき」、又は「被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき」のいずれかに該当する場合には、「被害者特定事項」の一つとしての被害者の「氏名」を起訴状の公訴事実に記載しないことができると解すべきである。

前記準抗告審決定にいうような、「被害者の氏名を匿名として記載するのが許容されるのは、被疑者・被告人に被害者の実名を知られることにより被害者が再度被害に遭う具体的現実的危険性が認められるなどの特段の事情がある場合」という要件は、「被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が害されるおそれがあると認めるとき」、又は「被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき」よりも明らかに狭い要件であるが、そのように狭く解さなければならない合理的な根拠はないであろう。

もちろん、「被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が害されるおそれがあると認めるとき」、又は「被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき」のいずれかに該当する場合であったとしても、訴因の特定を要求した刑事訴訟法 256 条 3 項の「裁判所に対し審判の対象を限定すること」と、「被告人に対し防禦の範囲を示すこと」という目的が害される場合には、公訴事実には被害者の「氏名」を実名で明らかにしなければならないと解される⁴⁰⁾。

40) もっとも、公訴事実は何らかの方法で被害者を特定して表示すれば、被害者の氏名を実名で記載しない限り、審判の対象を限定できないとか防禦の範囲を示せないという場合は殆ど想定できないように思われる。

したがって、起訴状の公訴事実に被害者の「氏名」を秘匿して表示することが許される場合とは、「被告人に被害者の氏名が明らかにされることにより、『被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が害されるおそれがあると認めるとき』、又は『被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき』のいずれかに該当する場合で、裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すことができる方法で被害者の特定がなされている場合」と解すべきである。

そして、性犯罪やストーカー規制法違反等に遭遇して苦しんでいる被害者は、被告人に被害者の氏名を含む被害者特定事項を知られることで、いつまた所在を突き止められて報復に遭うかもしれないとか、実名等とともにインターネットに掲載されるかもしれないと恐れながら生活せざるを得ない事態に陥っているのであるから、そのこと自体が「被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が害されるおそれがあると認めるとき」に該当すると考えるべきであろう。

被疑者や被告人が、内心においては、被害者に対して恨みを募らせており、自己が逮捕勾留されたことや起訴されたこと、刑を受けることに不満を持っているとしても、捜査機関の前で、或いは、自らが裁きを受ける法廷の場において、今後被害者の名誉や社会生活の平穩を害する行為や報復行為等を行うつもりであると述べることは殆どあり得ない。被告人等のこのような「自白」がなければ、「被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が害されるおそれがあると認めるとき」、又は「被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき」に当たらないなどと解することは相当ではない。

刑事訴訟法 256 条 3 項の目的を害することのない限り、上記要件に該当する範囲は柔軟に解釈すべきであろう。